公益財団法人日本関税協会 大阪支部事務局長 殿

> 大阪税関業務部 管理課長 大 谷 敦 志

## イヌリンに係る輸入数量を基準とする 特別緊急関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、平成25年4月1日から平成26年1月31日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6第20項に定める物品の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、平成26年3月1日から平成26年3月31日までの期間に輸入される当該物品について、下記のとおり、特別緊急関税が課されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

該当物品	統計品目番号	関税率(発動後)
関税暫定措置法別表 第1の6第20項 (イヌリン)	1108.20-090	158.67円/KG

(注)関税割当対象品目(次の統計品目番号に分類されるもの)については、特別緊急 関税の対象外となっております。

イヌリン 1108.20-010

不明な点がございましたら、業務部通関総括第1部門 (06-6576-3313)までお問い合わせください。